

## 今後の検討が必要となる主な課題

【医療提供体制】	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
1. 地域医療構想・次期医療計画	各都道府県において地域医療構想の策定に取り組んでいるところであり、その後、この地域医療構想を含めた第7次医療計画(平成30年度～35年度)を策定することとなっている。	「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」(3月まで開催)において示された次期医療計画策定に向けた課題等について、「医療計画の見直し等に関する検討会」で春から議論を開始。	地域医療構想に係る議題を含めて、具体的な議論を進め、年内に一定の取りまとめを行う予定。
2. 療養病床の見直し	「介護療養型医療施設」及び「医療療養病床のうち、医療法上の看護師及び准看護師の人員配置が4対1未満の病床」については、平成29年度末にその設置期限を迎えることになっており、これらの病床の医療・介護ニーズを合わせ持つ方々を、今後、どのように受け止めていくかが課題となっている。	「療養病床の在り方等に関する検討会」で、1月28日に新たな選択肢の整理案を公表。	社会保障審議会に「療養病床の在り方等に関する特別部会」を設置し、具体的な議論を進め、年内にとりまとめを行う予定。

	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
3. 医療従事者の需給・偏在	<p>【医師・看護職員等について】</p> <p>今後の人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、医師・看護職員等の医療従事者の需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討を行う必要がある。</p>	<p>【医師・看護職員等について】</p> <p>医師需給推計、医師偏在対策について「医師需給分科会」で、昨年12月から議論を開始。「看護職員需給分科会」は、3月に、「理学療法士・作業療法士需給分科会」は、4月に議論を開始。</p>	<p>【医師・看護職員等について】</p> <p>第7次医療計画を念頭に平成28年内にとりまとめ予定（「医師需給分科会」は、中間報告を取りまとめ予定）。</p>
	<p>【歯科医師について】</p> <p>今後の人口構造の変化に応じた歯科医療提供体制を構築するため、歯科医師の需給の見通し等について検討を行う必要がある。</p>	<p>【歯科医師について】</p> <p>歯科医師の需給等について「歯科医師の需給問題に関するワーキンググループ」で、昨年2月から議論開始。</p>	<p>【歯科医師について】</p> <p>5月末を目途に報告書の取りまとめを行う予定。</p>
4. 新たな専門医の仕組み	<p>（一社）日本専門医機構において、平成29年度からの新たな専門医の仕組みに基づく専門医の養成開始に向け、専門研修プログラムの評価等が進められている。</p> <p>医師が偏在することのないようにするなど、地域医療を確保する観点にも十分配慮した仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>課題の解消に向け丁寧な議論を行うため、医療部会の下に「専門医養成の在り方に関する専門委員会」を設置し、3月から議論を開始。</p>	<p>今後、専門委員会及び医療部会において議論を行っていく。</p>

【その他】	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
5. ゲノム医療の実用化推進	<p>遺伝子・ゲノム解析技術の進歩により、遺伝子関連検査による疾病の診断や将来の疾病リスクの予測、薬剤投与量の決定等が実用化されつつある中、その推進に向けて「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進TF」が設置され、取り組むべき課題について検討を開始。その中で、医療機関、衛生検査所で実施されている遺伝子関連検査の品質・精度の確保についても議論を実施。</p>	<p>ゲノム医療実現推進協議会（内閣官房 健康・医療戦略室 取りまとめ）の下に設置された「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進TF」で今後の方針等を課題ごとに検討中。</p>	<p>「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進TF」において、夏頃までに取り組むべき方向性等がまとめられる見込み。</p>
6. 医療広告の在り方	<p>消費者委員会「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（平成27年7月7日）にて、医療機関の美容医療サービスに係るホームページの適正化等が求められている。</p>	<p>「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」で、3月から議論を開始。</p>	<p>医療機関のホームページの内容のあり方等について、秋頃にとりまとめを行う予定。</p>
7. 特定機能病院のガバナンス	<p>大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォースの報告（平成27年11月）において、特定機能病院のガバナンス体制や意思決定のあり方について検討することが求められている。</p>	<p>医療安全確保策については、2月に「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」でのとりまとめを医療部会に報告。ガバナンス体制等については、「大学病院等のガバナンスに関する検討会」で2月から議論を開始。</p>	<p>特定機能病院のガバナンス体制等について、夏頃を目途にとりまとめを行う予定。</p>
8. 医療事故調査制度等の在り方	<p>医療介護総合確保推進法附則第2条2号において、法の公布後2年以内（平成28年6月25日）に、医師法第21条の規定による届出及び医療事故調査・支援センターへの医療事故の報告等について検討し、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとされている。</p>	<p>医療事故調査制度の施行状況を踏まえ、検討を行っている。</p>	<p>与党における議論の状況も踏まえ、必要な検討を行う。</p>